

現 場 説 明 事 項

工事名：非常用発電機架台工事

① 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。また、受注者は保険契約を締結した場合において保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

② 配置技術者

受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料で予定した配置技術者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければならない。なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

③ 施工体制台帳に係る書類

受注者は、下請負金額にかかわらず、下記事項を記載した施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、工事現場に備えると共に、監督員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度作成し、提出するものとする。

イ）建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項

ロ）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

ハ）一次下請負人となる警備会社の商号、現場責任者名、工期

④ 主任技術者の専任について

一般競争入札により発注となる本工事においては、工事請負代金の額が 1,000 万円以上の場合は配置される主任技術者は本工事の現場に専任すること。

⑤ 他工事との調整について

本工事において、場内の他工事と同時期に施工を行うこととなった場合、お互いに連絡・協議・調整を十分に行い、安全かつ円滑な工事の進行に努めること。

⑥ 周辺施設に対する騒音・振動に十分配慮して施工すること。

⑦ 行政情報流出防止対策

行政情報流出防止対策は別紙の通りとすること。

行政情報流出防止対策

- 1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。
- 2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

（行政情報の管理体制の確保）

受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。

（行政情報の電子的な取り扱い）

受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。

（事故の発生時の措置）

 - 1）受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。